

**JICA 海外協力隊
現職教員派遣委託費のご案内**

(第 1 版)

2020 年 10 月

独立行政法人国際協力機構

1 現職教員派遣委託費とは

途上国の開発のために教育の果たす役割は大きく、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）は、教育現場への直接の支援の一環として、JICA 海外協力隊の派遣を行ってきました。途上国の教育現場に対する協力では、教育者として十分な資質や経験を有している人材を派遣することが重要であることから、2001 年度、現職教員の青年海外協力隊への参加促進を目的として、文部科学省、外務省、国際協力事業団（当時）及び都道府県・指定都市教育委員会の協力により、現職教員特別参加制度が創設されました。

現職教員派遣委託費は、現職教員特別参加制度により、JICA 海外協力隊への参加意思を有する現職教員を隊員として推薦し、選考に合格した現職教員を JICA 海外協力隊として参加させ、JICA 海外協力隊から帰国した後の教育分野における社会還元活動を実施促進することを地方自治体に委託するものです。

本委託費は次の2点を目的としています。

- (1) 途上国からの要請に応え得る資格要件を備えた現職の教員を安定的に途上国の教育現場へ派遣することで、派遣要請のある途上国の教育の質の向上に資すること。
- (2) 帰国した派遣教員が、日本の教育現場において児童・生徒に対する国際理解教育等を促進するとともに、教育現場等での外国人の子弟への対応などを通じて海外協力隊参加を通じて培った自らの経験と知見を職場へ還元し、多文化共生を推進する役割を担うこと。

2 現職教員派遣委託費の概要

(1) 委託先

都道府県及び指定都市の教育委員会

(2) 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりです。

- ・ 覚書に基づき、文部科学省による「JICA 海外協力隊参加教員推薦要項」に基づく参加希望教員の募集に応じ、条件を満たす現職教員を文部科学省を通じて JICA に推薦し、推薦した現職教員が JICA における選考に合格した場合、当該教員を JICA 海外協力隊に参加させる（以下、JICA 海外協力隊に現職参加する隊員を「参加教員」という。）。
 - ・ 派遣前に、参加教員による事前準備を JICA と連携して支援する（語学学習等の事前学習、派遣準備に係る助言、帰国後の社会還元に関する留意事項に係る助言等）。
- ・ 派遣期間中、参加教員の活動状況をモニタリングし、必要に応じ活動に対する技術的助言・支援を行う。
- ・ 参加教員の活動状況等を教育委員会内で共有し、参加教員の活動状況等の広報を行う。
- ・ 参加教員が「JICA 海外協力隊の派遣前訓練に関する合意書」（以下、「訓練合意書」という。）又は「JICA 海外協力隊の派遣に関する合意書」（以下、「派遣合意書」という。）に反する行為を行った場合に、JICA と連携して参加教員に指導する。
- ・ 参加教員が海外協力隊の活動を終えて帰国した後、当該教員の教育現場等における社会還元活動の促進に努め、その結果を帰国後3年間、毎年度末に JICA に報告する。

(3) JICA の役割

JICA は以下を行います。

- ・ 文部科学省による「JICA 海外協力隊参加教員推薦要項」に基づく参加希望教員の募集プロセスにのっとり、委託先から文部科学省を通じて推薦のあった現職教員を選考に付し、その可否について文部科学省を通じて委託先に通知し、委託先から推薦された現職教員が選考に合格した場合、参加教員との間で「訓練合意書」及び「派遣合意書」を締結し、JICA の規定に

に基づき、参加教員を JICA 海外協力隊として派遣する。JICA 海外協力隊への参加期間は、派遣前訓練を含め原則 2 年とする。

- ・ 参加教員の活動状況を確認する。活動状況の改善が必要な場合は、委託先と協議を行う。
- ・ 参加教員の帰国後、当該教員の教育現場等における社会還元活動の実施状況について委託先から報告を受ける。

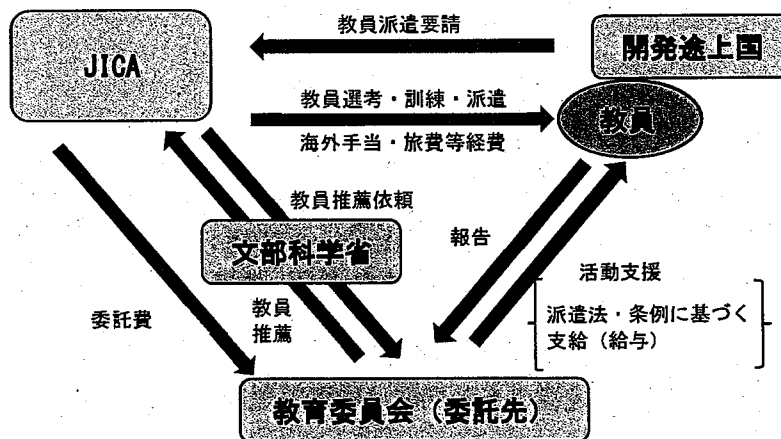
(参考) 本委託費の枠外での関係者の役割

【文部科学省】

- ・ 現職教員特別参加制度を運用し、JICA からの現職教員の推薦依頼を受け、各教育委員会からの推薦を取りまとめて、JICA に回答

【委託先】

- ・ 派遣法・派遣条例に基づき派遣された教員に対し国内給与を支給



(4) 委託契約の構成

- ・ 覚書
本委託費の目的、覚書の目的、有効期間、派遣人数、JICA 及び委託先の実施事項等を定めた包括的な合意文書。覚書の期間は原則 5 年間となります。
- ・ 契約書
委託先に所属する現職教員を JICA 海外協力隊に参加させるにあたり、JICA と委託先との間で、当該教員の参加にかかる業務委託契約を締結します。業務委託契約は単年度契約とし、委託先毎に当該年度の参加教員を一括して締結します。

(5) 委託費の算出方法

上記 2.(2) の業務への対価は、委託先の給与規程及び参加教員の等級号俸等を参考に算定します。対象経費は以下の費目とし、業務委託契約書締結日における金額をもって計算します。

- ・ 給料
- ・ 教職調整額
- ・ 扶養手当
- ・ 期末手当
- ・ 勤勉手当
- ・ 義務教育等教員特別手当

- ・ 児童手当
- ・ 公務災害補償基金負担金
- ・ 給料の調整額
- ・ 管理職手当
- ・ 共済費（厚生年金保険、退職等年金、経過的長期）

※すべての費目について、地域（調整）手当、へき地手当、寒冷地手当、住居手当に相当する分を除く。

※共済費は、厚生年金保険、退職等年金、経過的長期に掛かる分以外を除く。

（6）委託費の対象期間

委託費の対象となる期間は、派遣教員が派遣前訓練に参加し、任国に派遣される年度の4月1日から、翌年度の3月31日までとします。契約は単年度契約となり、一人の参加教員について二ヶ年度において契約を締結します。なお、任期短縮した場合は、訓練合意書または派遣合意書を解除した日の属する月分まで月額単価での支払いとなります。

3 契約、派遣、支払いの流れ

（1）覚書の締結

- ① JICA 及び都道府県・指定都市教育委員会は、本制度の趣旨、委託業務の内容、覚書雛形（別紙1）に定める内容、毎年度の派遣人数について協議します。
- ② JICA は、各都道府県・指定都市教育委員会より、本枠組みで派遣する教員の人数等についてヒアリングの上、派遣人数について両者合意します。
- ③ 両者覚書を締結します。覚書には、覚書の目的、有効期間、派遣人数、JICA 及び委託先の実施事項等を記載します。覚書の有効期間は特別の理由がない限り、締結日から5年間となります。

（2）現職教員特別参加制度による教員の推薦

- ① 委託費による派遣候補となる教員の JICA での募集は、原則として例年の JICA 海外協力隊春募集に合わせて行われる現職教員特別参加制度下で行われます。
- ② 委託先が推薦する教員の人選は、可能な限り委託先内での公募としていただきますよう配慮願います。
- ③ 応募対象となる要請は、現職教員特別参加制度限定の要請となります（春募集の公募要請とは異なります）。また、その職種については教育分野の職種に限定されています。
- ④ 現職教員特別参加制度下で、委託先が覚書に定める人数を超えて、或いは人数内であっても覚書とは別に、委託先の財源により教員を派遣することができます。その際は、当該教員に係る現職参加促進費を支給します。

（3）現職教員特別参加制度による選考

- ① 覚書に基づき推薦される教員の選考は、現職教員特別参加制度の枠組みの中で行われます。
- ② 委託先が覚書で定めた人数を超える人数の教員を推薦する場合は、予め委託先が委託費の対象となる教員の優先順位を JICA に通知してください。JICA における選考の結果、合格者が覚書で定めた人数を超える場合、JICA は委託先の優先順位に基づき合格者を決定し、人数の枠外となる合格者については、不合格とするか、委託先の休業等制度と財源を利用し、現職参加促進費の支給対象者として合格とするかをご相談いたします。
- ③ 合格者は、選考の行われた翌年度一次隊に参加し、その翌年度3月に帰国します。

- ④ (自治体連携派遣のみ) 春募集期に行われる現職教員特別参加制度による選考の結果、推薦した教員が不合格となった委託先については、同年度の秋募集において代替の教員を推薦することができます。
- (4) 契約の締結
- ① 選考の結果、委託費の対象となる参加教員が確定した後、JICA と委託先は当該参加教員の参加にかかる業務委託契約を締結します。契約は単年度契約とし、委託先毎に当該年度の対象参加教員を集約し一式の契約書(別紙2)を締結します。契約書では、委託費の対象者、委託金額、支給期間について合意します。
- (5) 教員の派遣
- ① 本制度により派遣される教員は、選考の行われた翌年度一次隊に編成されます。
- ② 参加教員は派遣前訓練(必要に応じて技術補完研修を含む)への参加・修了が、派遣に際し必須となっています。
- ③ 参加教員は JICA との間で「訓練合意書」及び「派遣合意書」を締結します。派遣前訓練期間中及び派遣期間中は各合意書を遵守していただきます。
- ④ 派遣期間中、参加教員は委託先に定期報告を行うこととします。委託先は参加教員の活動等に対し必要に応じて技術的助言・指導を行い、円滑な活動推進を支援していただきます。
- ⑤ 委託先は参加教員の活動状況等を委託先内部で共有し、参加教員の活動状況の広報を行ってください。
- ⑥ 委託先は、参加教員が「訓練合意書」又は「派遣合意書」に反する行為を行った場合に JICA と連携して参加教員に指導していただきます。
- ⑦ 何らかの事情により、JICA と参加教員が「訓練合意書」又は「派遣合意書」を解除する事態に至った場合、参加教員は速やかに訓練所を退所又は任国から帰国することとします。委託費の支払いは各合意書解除日が属する月まで月額単価を支払うこととし、その翌月以降の期間に対する委託費を JICA は支払いません。
- (6) 経費の請求
- ① JICA による選考の後、JICA から委託先に「様式3 JICA 海外協力隊現職教員派遣委託費に係る年間支出予定額調査票」を送付し、委託先は所定の期日までに同調査票を JICA に提出してください。委託先は調査票の根拠となる資料を契約締結後 10 年間保管し、JICA が求める場合は開示していただきます。
- ② JICA は、同調査票を審査の上、委託先毎に委託金額を決定します。
- ③ ②の後、両者は契約書を締結します。
- ④ JICA からの委託費の支払いは、委託先からの請求を受け、原則として契約期間終了時又は参加教員の派遣期間終了時に行います。ただし、委託先の請求に基づき、委託費の一部を概算払いすることも可能です。
- ⑤ 業務完了時点において、参加教員の任期短縮などの理由による契約金額の変更がない場合は、派遣実績をもって JICA が経費を確定し、委託先からの請求書に基づき、委託費を支払います。
- (7) 参加教員による帰国後の社会還元
- ① 委託先は、参加教員の帰国後 3 年間にわたり、当該参加教員の社会還元の活動を促進し、その活動状況を JICA に報告していただきます。なお、帰国後の社会還元活動については、覚書終了後も、有効期間中に派遣された教員が帰国して 3 年経過するまでの間、報告をお願いします。

- ② 参加教員による帰国後の社会還元の内容については委託先が決定することとします。社会還元促進の観点から、復職後の人事配置では JICA 海外協力隊参加経験について配慮をお願いいたします。
- ③ 委託先が行う帰国後の社会還元活動に対する費用は業務委託契約に含まず、委託先自らの費用負担により行うものとします。

3. 事業実施における留意点

(1) 本委託費における現職参加促進費の扱い

委託費の支給額決定にあたっては、国内給与相当分に加えて、公務災害補償基金負担金及び共済費（厚生年金保険、退職等年金、経過的長期）相当分を含めた額とするため、委託費対象となる参加教員は現職参加促進費の対象外となります。

以上

- 別紙 1 覚書雛形
- 2 契約書雛形
- 3 現職教員派遣委託費に係る年間支出予定額調査票

JICA 海外協力隊現職教員派遣 に係る覚書

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と（〇〇教育委員会）は、（〇〇教育委員会）に所属する教員を JICA が政府開発援助の一環として行うボランティア事業の JICA 海外協力隊として派遣すること（以下「現職教員派遣」という。）について、以下のとおり両者協力して取り組むことを確認し、覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 現職教員派遣 は以下を目的として実施される。

（1）途上国からの要請に応え得る資格要件を備えた現職の教員を安定的に途上国の教育現場へ派遣することで、派遣要請のある途上国の教育の質の向上に資すること。

（2）帰国した派遣教員が、日本の教育現場において児童・生徒に対する国際理解教育等を促進するとともに、教育現場等での外国人の子弟への対応などを通じて海外協力隊参加を通じて培った自らの経験と知見を職場へ還元し、多文化共生を推進する役割を担う。

（教育委員会の実施事項）

第 2 条 （〇〇教育委員会）は、前条の目的を達成するため、以下の各号に規定する事項を実施する。なお、第 1 号の規定により、（〇〇教育委員会）が推薦した教員が JICA 海外協力隊として派遣される場合、第 2 号から第 6 号に規定する事項について、別途 JICA と（〇〇教育委員会）は業務委託契約を締結する。

（1）文部科学省を通じた JICA の依頼に基づき、JICA 海外協力隊に参加する意欲を有し、資格要件を満たす能力及び経験を有する現職教員を文部科学省を通じて JICA に推薦する。

（2）推薦した現職教員が JICA における選考に合格した場合、当該教員を JICA 海外協力隊に参加させる（以下、JICA 海外協力隊に現職参加する隊員を「参加教員」という。）。

（3）派遣前に、参加教員による事前準備を支援する（語学学習等の事前学習、派遣準備に係る助言、帰国後の社会還元に関する留意事項等）。

（4）派遣期間中、参加教員の活動状況をモニタリングし、必要に応じ活動に対する技術的助言・支援を行う。

（5）参加教員の活動状況等を教育委員会内で共有し、参加教員の活動状況等の広報を行う。

(6) 参加教員が「JICA 海外協力隊の派遣前訓練に関する合意書」(以下、「訓練合意書」という。)又は「JICA 海外協力隊の派遣に関する合意書」(以下、「派遣合意書」という。)に反する行為を行った場合に、JICA と連携して参加教員に指導する。

(7) 参加教員が海外協力隊の活動を終えて帰国した後、当該教員の教育現場等における社会還元活動の促進に努め、その結果を帰国後 3 年間、毎年度末に JICA に報告する。

(JICA の実施事項)

第 3 条 JICA は、第 1 条の目的を達成するため、以下の各号に規定する事項を実施する。

(1) JICA は、(〇〇教育委員会) から(文部科学省を通じて)推薦のあった現職教員を選考に付し、その可否について文部科学省を通じ、(〇〇教育委員会)に通知する。

(2) 推薦された教員が選考に合格した場合、参加教員との間で「訓練合意書」及び「派遣合意書」を締結し、JICA の規程に基づき、参加教員を JICA 海外協力隊として派遣する。派遣の期間は、派遣前訓練を含め原則 2 年とする。

(派遣人数)

第 4 条 (〇〇教育委員会) に所属する現職教員の JICA 海外協力隊としての派遣は、毎年度●名の新規派遣を目途とする。

(教員の海外協力隊派遣等に係る業務委託契約の締結)

第 5 条 (〇〇教育委員会) に所属する教員が(〇〇教育委員会)の推薦を受けて JICA 海外協力隊の選考に合格し、派遣される場合、JICA は(〇〇教育委員会)に第 2 条に規定する業務を委託するため、業務委託契約を締結するものとする。

2 前項に定める業務委託契約の締結は、当該教員の派遣期間が属する年度において、会計年度毎にこれを締結する。

3 第 1 項に基づく業務委託契約金額については、(〇〇教育委員会)の給与規程を参考とする。

4 JICA は参加教員との派遣合意書に基づき、JICA の規程により、参加教員に対して手当を支給する。

5 本条に基づく業務委託契約で規定するものを除き、本覚書に規定する事項を実施するために生じる費用は双方が自ら負担する。

(意見交換の実施)

第6条 原則年1回、本覚書の円滑な実施及び改善等に向けた意見交換を行う。

(覚書の有効期間)

第7条 本覚書は、署名の日から●年●月●日まで効力を有するものとする。ただし、双方の書面による合意に基づき、覚書の有効期間を延長することができるものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて両者協議の上、これを解決する。

本覚書の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各々1通を保有する。

20●●年●月●日

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

理事 中村 俊之

(所在地)

(名称)

(役職)

(氏名)

別紙

参考書式

20●●年 月 日

社会還元活動にかかる報告

教育委員会
(所在地)
(名称)

JICA 海外協力隊現職教員派遣の参加教員の帰国後社会還元活動にかかる報告は次のとおり。

【報告期間】20●●年度

1.参加教員名

派遣国

職種

派遣期間

活動内容

例)

- ・外国籍の子弟が多く通う学校への配置
- ・多文化共生をテーマにした勉強会の実施
- ・海外の学校との TV 会議を通じた交流

2.参加教員名

派遣国

職種

派遣期間

活動内容

以上

(教育委員会名称) に所属する教員の
JICA 海外協力隊派遣に係る業務委託契約書 (202●年度)

独立行政法人国際協力機構 (以下「JICA」という。) 及び (教育委員会名称) (以下「教育委員会」という。) は、教育委員会に所属する現職の教員を JICA が事業として実施する JICA 海外協力隊の隊員として途上国に派遣する場合、教育委員会が特別にこれを支援する場合の業務について、以下に規定する業務委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 JICA は、現職教員特別参加制度により、JICA 海外協力隊への参加意思を有する現職教員を JICA 海外協力隊員として推薦し、JICA 海外協力隊に合格した附属書 I に記載の現職教員を参加させる業務を教育委員会に委託する。

2 JICA は、JICA 海外協力隊として派遣前訓練を受け、途上国に派遣される教員 (以下、「参加教員」という。) との間で、「JICA 海外協力隊の派遣前訓練に関する合意書」 (以下、「訓練合意書」という。) 及び「JICA 海外協力隊派遣に関する合意書」 (以下、「派遣合意書」という。) を別に締結する。

(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、202●年 4 月 1 日から 202◎年 3 月 31 日までとする。

2 附属書 I に規定する参加教員の派遣期間が前項の契約期間を超える場合、JICA と教育委員会は翌年度の契約について協議し、別途委託契約書を締結する。

(報告)

第 3 条 参加教員の派遣期間又は前条の契約期間が終了したときは、JICA は速やかに、教員の活動状況を確認し、JICA が支払うべき額を教育委員会に通知する。

2 参加教員の派遣期間が別紙の規定から変更される場合、JICA は教育委員会と変更後の派遣期間について協議、決定する。

(支払い)

第 4 条 契約金額は〇円とする。内訳は附属書 I のとおり。

2 前条第 1 項の報告を受けたときは、教育委員会は文書により契約金額の支

払いを請求することができる。ただし、次条に規定する概算払を受けている場合は、契約金額から当該概算払の額を控除した金額を請求するものとする。

3 JICAは、前項の請求を受けたときは、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払いを行わなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、参加教員の派遣期間が別紙の規定から変更された場合は、変更された派遣期間及び別紙に規定される契約金額の月額単価に基づき、JICAと教育委員会が協議して、支払額を定めるものとする。

(概算払)

第5条 教育委員会は、JICAに対して、概算払を文書により請求することができる。

2 JICAは、前項の請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払いを行わなければならない。

(契約外の事項)

第6条 本契約に定めのない事項のうち参加教員のJICA海外協力隊の派遣に関する事項は、原則としてJICAの内部規程、「訓練合意書」及び「派遣合意書」に基づくものとし、その他の事項及び本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じてJICAと教育委員会が協議して、これを定める。

また、本委託契約の証として、本書2通を作成し、両者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 〇〇〇〇

(所在地)

●●●県教育委員会

(名称)

(役職)

(氏名)

附属書 I

現職教員の JICA 海外協力隊参加の内容

教育委員会は、以下の内容で所属する現職職員を JICA 海外協力隊へ参加させる。また、参加の期間中、必要に応じ、直接又は JICA を通じて、次の項目を含む技術的なアドバイスを行う。

- (1) 参加教員による事前準備を支援する。(語学学習等の事前学習に係る支援、派遣準備に係る助言、帰国後の社会還元に関する留意事項等)
- (2) 派遣中に、参加教員から提出される活動報告書をモニタリングする。本人或いは JICA から依頼があった場合、学校教育に関する資料の提供等、必要なアドバイスを行う。
- (3) 帰国後、参加教員から現地活動の報告を受け、帰国後の社会還元に係るアドバイスを行う。

1. 個別の教員の参加概要

なお、以下に規定する「参加期間」には、派遣前の国内準備期間、派遣前研修期間及び帰国後国内整理期間を含むものとする。

(1) (参加教員氏名 A)

- 1) 派遣国及び任地:
- 2) 参加期間:
- 3) 活動概要:

(2) (参加教員氏名 B)

- 1) 派遣国及び任地:
- 2) 参加期間:
- 3) 活動概要:

(3) (参加教員氏名 C)

- 1) 派遣国及び任地:
- 2) 参加期間:
- 3) 活動概要:

2. 契約金額内訳

(1) (参加教員氏名 A)

●●●千円 (月額単価) × 12ヶ月 = ○○○○千円

(2) (参加教員氏名 B)

●●●千円 (月額単価) × 12ヶ月 = ○○○○千円

(3) (参加教員氏名C)

●●●千円(月額単価) × 12ヶ月 = ○○○○千円

(4) 消費税及び地方消費税の額 : ○○○円

以上

JICA海外協力隊現職教員派遣委託費に係る年間支出予定額調査票

隊員番号				合計
隊員区分				
隊次				
派遣国				
氏名				
職種				
派遣期間(始)				
派遣期間(至)				
等級号俸				
a 給料				0
b 教職調整額				0
c 扶養手当				0
A 地域手当				0
B へき地手当				0
期末手当				0
地域手当を支給 d しなかった場合 の期末手当				0
勤勉手当				0
地域手当を支給 e しなかった場合 の勤勉手当				0
f 義務教育等教員 特別手当				0
g 児童手当				0
公務災害補償基 金負担金				0
A~Dの各手当を 支給しなかった 場合の公務災害 補償基金負担金 h				0
i 給料の調整額				0
j 管理職手当				0
C 寒冷地手当				0
D 住居手当				0
共 済 費	長期給付			0
	k地域手当を支給 しなかった場合 の長期給付			0
	追加費用			0
	その他			0
	その他			
給与支給額				0
対象経費(a~k)	0	0	0	0